

# いわき市農業委員会第26回総会議事録

会長 草野庄一は、令和5年5月22日（月曜日）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

## 1 出席者（計34名）

### (1) 農業委員（22名）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典		

### (2) 事務局（12名）

事務局長	矢吹 敬直
事務局次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	府川 将人
農政振興係 主査	大内 綾子
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

## 2 欠席者（計2名）

- 20 坂本 和徳
- 23 木幡 仁一

## 3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局  
(中村次長)

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

草野会長、よろしく願いいたします。

議長  
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号20番、坂本和徳委員、議席番号23番、木幡仁一委員となります。

現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会第26回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号6番、藁谷昭夫委員、議席番号7番、遠藤重和委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、事務局より、会務報告をお願いいたします。

事務局  
(中村次長)

#### 【議案書2～3ページにより会務報告】

議長  
(草野会長)

これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

本日、議案第3号、「いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について」を取下げとし、その他の項目で説明させていただきます。

次に、議案第10号として、「いわき市農用地利用集積計画について」を追加願います。

また、報告第1号、「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は、議案第9号、「令和4年度の最適化活動の実績について」と内容が重複しておりますので、取下げいたします。

議長  
(草野会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

該当する場合には、議案審議の際に申し出てください。

それでは、議案第1号、「令和4年度業務報告の認定について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(赤津係長)

議案書の4ページをお開き願います。

**【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】**

資料1をご覧ください。

こちらは、昨年度の当会の活動内容を取りまとめたものです。

まず、3枚目の目次をご覧ください。

1ページから37ページにつきましては、当会の沿革、市の人口、業務の総括などを掲載しております。

14ページから37ページにつきましては、会務報告を掲載しております。

38ページから57ページにつきましては、資料編といたしまして、農地等に関する各種実績を取りまとめたものを記載しております。

業務報告書につきましては、承認をいただきましたら、改めて誤字脱字等を確認した上で印刷製本し、後の総会でお配りする予定です。

事務局からの説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

**【意見・質問なし】**

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声あり】**

ご異議なしと認め、議案第1号、「令和4年度業務報告の認定について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号、「令和5年度農業者年金加入推進活動計画（案）につ

議長  
(草野会長)

いて」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(赤津係長)

議案書の5ページをお開き願います。

**【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】**

資料2をご覧ください。

農業者年金は、独立行政法人農業者年金基金が運用する農業者のための年金制度になります。

独立行政法人農業者年金法に基づきまして、必要な年金等の給付事業により、国民年金の給付と相まって、農業者の老後の生活の安定及び、福祉の向上を図ると共に、農業者の確保に資することを目的としております。

また、法律の規定に基づき、いわき市が独立行政法人農業者年金基金からの業務委託を受けまして、その事務を農業委員会に移管されているといった状況です。

本年度の加入推進活動計画につきましては、資料2の5ページからの福島県農業会議等の関係団体が作成しました、「令和5年度新規加入目標数」と、「加入推進の取り組みについて」により、定めるものでございます。

本市の加入推進活動計画につきましては、1ページから4ページの通りであります。

主な点を説明させていただきます。

今年度の加入目標人数は5名、うち20歳から39歳が2人、女性が2人と設定しております。

加入推進強化月間の設定につきましては、前期が10月から11月、後期が1月から2月のそれぞれ2ヶ月間としております。

前期及び後期の加入推進活動計画（案）の詳細につきましては、3ページから4ページのとおりです。

農業委員の皆様には、法定業務の一つとして、農業者年金の加入推進が定められているところです。

事務局からの説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

**【意見・質問なし】**

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声あり】**

ご異議なしと認め、議案第2号、「令和5年度農業者年金加入推進活動計画（案）について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号、「いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について」ですが、冒頭の事務局説明のとおり取

議長 (草野会長)	<p>げいたします。</p> <p>後ほど、その他の項目で説明がありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、議案第4号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>議案書の7ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】</b></p> <p>詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (福田主査)	<p>説明に入る前に、資料の差し替えがあります。</p> <p>事前送付いたしました議案説明書の議案第4号におきまして、稼働力人の記載が漏れている箇所がありましたので、資料7と差し替えていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>資料7の2ページをお開きください。</p> <p>併せて、別紙「現地調査位置図」もご覧ください。</p> <p>番号1番から3ページの9番につきましては、売買による所有権の移転、番号10番、11番につきましては、使用貸借権の設定、番号12番から4ページの16番につきましては、贈与による所有権の移転となっております。</p> <p>このうち、番号1番、2番、4番、5番、7番、及び番号10番から13番までの案件が新規就農案件となります。</p> <p>以上、今月の農地法第3条許可による案件となります。</p> <p>今月の3条申請面積につきましては、田9,784㎡、畑17,541㎡、合計27,325㎡となります。</p> <p>5ページ、6ページをお開きください。</p> <p>許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、許可要件の詳細につきましては、7ページをご確認ください。</p> <p>事務局からの説明は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第4号について、説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
5番 田子委員	<p>番号1番から14番までの事案につきまして、現地を調査しましたが、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>続いて、事務局より、お願いします。</p>

事務局 (福田主査)	<p>番号 15 番、16 番の案件について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
18番 鈴木(義) 委員	<p>4 番について、お伺いします。</p> <p>新規就農ということですが、5 反歩で稼動力人が 4 人となっていますが、具体的にどんなものを栽培するのかお聞きします。</p> <p>また、売買価格が安いのですが、親族関係なのか、併せてお聞きしたいと思います。</p>
事務局 (福田主査)	<p>まず栽培作物ですが、以前からハウスが設置されており、鉢花を作っておりまして、それらを有効活用するといった観点から、「果樹」を栽培するという申請がなされております。</p>
18番 鈴木(義) 委員	<p>「果樹」って、何ですか。</p>
事務局 (福田主査)	<p>ミカンとブルーベリーです。</p> <p>それから一部露地の畑においては、白菜等の野菜を栽培いたします。</p> <p>次に、2 点目の親族関係ではないのかについてですが、譲受人は譲渡人の妹になります。</p> <p>今回の申請理由につきましては、高齢となった譲渡人が後継者を探していたところ、これまで手伝いといった形で経営参画しており、営農経験のある妹が引き継ぐ形となったものです。</p> <p>譲受人につきましても若いとは言えませんので、将来的には、自分の子供夫婦に譲り渡すといった計画であります。</p>
18番 鈴木(義) 委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
議長 (草野会長)	<p>その他、ご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 4 号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p>

<p>議長 (草野会長)</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第4号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の8ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】</b></p> <p>詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>議案説明書の8ページをお開き願います。</p> <p>議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。</p> <p>議案説明書の9ページをお開き願います。</p> <p>配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。</p> <p>なお、「現地調査位置図」は15ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5009番からとなります。</p> <p>ご準備よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。</p> <p>番号1番、平上神谷、畑179㎡、自己住宅敷地の拡張、所有権の移転です。</p> <p>番号2番、平下片寄、田2,728.84㎡、長ネギ選果調製施設、使用貸借権の設定です。</p> <p>番号3番、勿来町、畑187㎡、自己住宅（分家住宅）敷地、使用貸借権の設定です。</p> <p>なお、本案件は、必要な許可を経ずに、既に非農地化してしまった案件となります。</p> <p>続きまして、番号4番、四倉町名木、田311㎡、駐車場敷地、所有権の移転です。</p> <p>番号5番、川前町川前、登記地目は原野、現況地目は畑42㎡、市道小川・高部線の道路拡幅、賃借権の設定です。</p> <p>なお、当該事業、風力発電設備の整備に係る市道小川・高部線の道路拡幅については、令和5年3月27日付けで農地転用許可を行っておりますが、一部設計の変更により、新たに農地転用の必要が生じたことから、許可を求める案件になります。</p> <p>続きまして、番号6番、川前町川前、畑190㎡、携帯電話基地局設備工事に伴う仮設用地としての一時転用、使用貸借権の設定です。</p> <p>番号7番、川前町川前、畑230㎡、携帯電話基地局設備工事に伴う仮設用地としての一時転用、使用貸借権の設定です。</p> <p>番号8番、川前町下桶売、田190㎡、携帯電話基地局設備工事に伴う仮</p>

事務局  
(浅川主査)

設用地としての一時転用、使用貸借権の設定です。

番号3番について、補足説明します。

申請地について、申請人から、必要な許可を得ずに現状のとおり使用していることが判明したことから、事務局に対し、どのような手続きが必要かとの相談があったものです。

申請人より聴取したところ、平成10年12月17日に、隣接地である26番5において、「建物敷地及び進入路部分」について農地転用許可を得ておりますが、申請人はこの許可において、今回申請箇所についても含まれているものと誤認し、現状のとおり駐車場及び倉庫等を整備したものであると確認されました。

聴取した内容から、申請人は当初の許可範囲が建物敷地のみならず、駐車場等を含む住宅敷地全体であると誤認していたことが原因であり、故意によるものとは言えず、また、今回の申請時に提出された顛末書に、「今後このようなことがないように、農地法を厳守する」との再発防止策も記載されていること、周辺農地に影響がないことなどを考慮し、原状回復を経ず、現況で許可することの可否について、ご審議をお願いします。

以上8件、面積は、田3,229.84㎡、畑828.00㎡、合計4,057.84㎡となります。

申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。

説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

6番  
藁谷委員

先に、番号3番について申し上げます。

本案件は必要な手続きをせずに、農業以外に使用されているとのことから、現地を確認すると、既に住宅敷地として使用されておりました。

本案件は、申請人が平成10年に行った、建物敷地及び進入路に関わる農地転用許可の範囲内に、今回の申請箇所が含まれていると誤認し、必要な手続きを行わずに、駐車場等を整備してしまったことですが、当委員会の指導に従い、速やかに転用許可申請を提出したこと、また、本案件について顛末書を提出しており、再発防止策を策定しているということ、更には、当該転用による周辺農地への影響等はないと判断できることから、当該転用について許可することもやむを得ないと考えます。

それ以外、番号1番、2番、4番、5番について、現地調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長  
(草野会長)

続いて、事務局より、お願いします。



<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>事務局より、報告します。 番号6番から8番について、一時転用であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問ございますか。 <b>【意見・質問なし】</b> ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 <b>【「異議なし」の声あり】</b> ご異議なしと認め、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案とおとり可決いたします。 次に、議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の9ページをお開き願います。 <b>【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】</b> 詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>議案説明書の11ページをお開き願います。 議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。 議案説明書の12ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。 なお、「現地調査位置図」は、31ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5016番の次、左上に&lt;別紙&gt;と記載があるページになります。 ご準備よろしいでしょうか。 それでは、説明いたします。 番号1番、申請人の住所・氏名は、埼玉県さいたま市、鹿島建設株式会社関東支店です。 申請土地の表示は、田人町荷路夫です。 当該案件は、令和4年9月26日付け、いわき市農業委員会指令第5044号により許可を受けたものです。 当初の転用目的は、資材置場としての一時転用であり、今回の変更申請の内容は、「事業の操業期間又は施設の利用期間の変更」です。 本案件は、風力発電設備の設置工事に係る資材置場として一時転用しましたが、冬季の天候不順等により、当初予定していた作業に遅延が生じ、</p>

<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>計画変更を余儀なくされたものです。</p> <p>申請内容は、「事業の操業期間又は施設の利用期間の変更」について、変更前が、令和4年9月26日から令和5年5月31日まで、変更後が、令和4年9月26日から令和5年7月31日までとなっております。</p> <p>当該案件については、施工中の事業計画変更であり、事業計画の変更後においても、周辺営農に影響を及ぼすものではないことから、計画変更を承認することについて、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>番号1番について、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問ございますか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【意見・質問なし】</b></p> <p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【「異議なし」の声あり】</b></p> <p>ご異議なしと認め、議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案とおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第7号、「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の10ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】</b></p> <p>詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (千葉主事)</p>	<p>議案説明書の13ページをお開き願います。</p> <p>議案第7号、「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」、ご説明いたします。</p> <p>配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。</p> <p>なお、「現地調査位置図」は、33ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5017番の案件となります。</p> <p>ご準備よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、説明いたします。</p>

営農型太陽光発電設備を設置する際に、土地所有者・営農者・発電事業者がそれぞれ異なる場合、

- 1 地上部分で営農を行う権利について、土地所有者から営農者へ設定する権利の移動のための農地法第3条の許可、
- 2 上空部分に太陽光パネルを設置する権利について、土地所有者から発電事業者へ設定する区分地上権設定のための農地法第3条の許可、
- 3 上部太陽光パネルの支柱部分を非農地として一時的に転用するため、土地所有者から発電事業者へ支柱部分を転用するための権利を設定する農地法第5条の許可、

この3つの許可を同時に得る必要があります。

3条許可申請の区分地上権、5条許可申請の営農型太陽光発電設備及び3条許可申請の使用貸借権について、関連しておりますので、一括してご説明します。

議案説明書の14ページをお開き願います。

番号1番、農地の空中部分を使用するためには、耕作のための農地法第3条許可とは別に、区分地上権を設定する必要があることから、農地法第3条許可申請があったものです。

譲受人の住所・氏名は、東京都港区、ミネルヴァインサイト合同会社（代表者名は不表示）です。

譲渡人の住所・氏名は、泉玉露（氏名は不表示）です。

なお、譲渡人ですが、番号3番まで同一人であるため、以後省略させていただきます。

申請土地の表示は泉町下川、登記地目は畑、申請面積は985㎡です。

続きまして、番号2番、農地法第3条許可についてのご説明ですが、こちらは耕作に係る使用貸借権の設定です。

譲受人の住所・氏名は、埼玉県越谷市、株式会社アグリサスです。

申請土地の表示は泉町下川、登記地目は畑、申請面積は、後述します農地法第5条第1項許可申請における転用面積を除いた984.754㎡、栽培予定作物は榊となっております。

次に番号3番、農地法第5条許可申請の内容について、ご説明します。

譲受人の住所・氏名は東京都港区、ミネルヴァインサイト合同会社です。

申請土地の表示は、泉町下川、登記地目は畑、転用面積は、太陽光パネルを支える支柱部分の面積である0.246㎡となります。

当該農地周辺は市街化されておらず、当該農地を含む一団の農地の面積が10ha未満であることから、当該農地は「第2種農地（その他の農地）」に該当します。

一時転用期間については、太陽光パネル下部で営農する株式会社アグリサスが、福島県の認定農業者であることから、許可日から10年間となっております。

申請内容を精査した結果、農地法第3条第1項の許可において、許可することができない場合として規定する同条第2項各号に該当せず、また、

<p>事務局 (千葉主事)</p>	<p>農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より、議案第7号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いします。</p>
<p>7番 遠藤委員</p>	<p>番号1番から3番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問ございますか。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>【意見・質問なし】</b></p> <p>質問がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>【「異議なし」の声あり】</b></p> <p>ご異議なしと認め、議案第7号、「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請については、原案とおとり可決いたします。</p> <p>次に、議案第8号、「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (鯨岡係長)</p>	<p>議案書の11ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】</b></p>
<p>事務局 (金成主査)</p>	<p>詳細につきましては、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (金成主査)</p>	<p>本日お配りしている資料4をお開き願います。</p> <p>非農地の判断について、説明致します。</p>
	<p>番号1番、2番、9番については、農地利用状況調査の結果、再生利用が困難であると判断され、且つ、地権者から相談があり、長期間耕作が出来ていなかったため、当該地に竹が繁茂し、山林の様相を呈しているとのことで、地区審議会の委員で現地確認を行ったものです。</p>
	<p>番号4番及び7番については、農地利用状況調査の結果、再生利用が困難であると判断され、勿来地区審議会の委員で、現地を確認していたところです。</p>
	<p>今般、非農地判断することについて、地権者からの合意を得られた農地について、その判断をお諮りするものです。</p>
	<p>なお、先日送付した議案説明書から、地権者の合意が得られていない土地を除いているため、面積などが変更となっております。</p>
	<p>5月分は、田7筆、2,525㎡、畑20筆、9,463㎡、合計27筆、11,988㎡です。</p>

事務局 (金成主査)	<p>現地の様子については、この後、前面のモニターに投影させていただきます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p style="text-align: center;"><b>【現地の様子をモニターに投影】</b></p>
議長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第8号について、説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査の意見の報告をお願いします。</p>
8番 佐川委員	<p>番号1番及び9番については、地区審議会の委員である、遠藤重和委員、菅野嘉晴委員と一緒に、現地を確認しましたが、いずれの農地も長年耕作されておらず、原野・山林の様相を呈している状況であります。</p> <p>非農地化することに関しては、特段、問題ありません。</p> <p>報告は、以上です。</p>
8番 蛭田(元) 委員	<p>番号2番、4番及び7番については、地区審議会の委員である、坂本和徳委員、三戸進委員、蛭田金治委員と一緒に、現地を確認しましたが、いずれの農地も長年耕作されておらず、原野・山林の様相を呈している状況であります。</p> <p>非農地化することに関しては、特段、問題ありません。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるということです。</p> <p>これについて、委員の皆様からご意見・ご質問ございますか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【意見・質問なし】</b></p> <p>質問がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【「異議なし」の声あり】</b></p> <p>ご異議なしと認め、議案第8号、「非農地の判断について」は、原案とおりに可決いたします。</p> <p>次に、議案第9号、「令和4年度の最適化活動の実績について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (鯨岡係長)	<p>議案書の12ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【議案第9号を朗読し、審議事項を説明】</b></p> <p>詳細につきましては、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (金成主査)	<p>それでは、資料5をお開き願います。</p> <p>令和4年度の最適化活動の実績についてです。</p> <p>資料が多いので、確認いただきたいと思います。</p> <p>まず、資料5のはじめの部分は、説明書きです。</p>

事務局  
(金成主査)

次に、別紙様式3となっている資料があります。

こちらにつきましては、昨月の各地区審議会におきまして、最適化活動の活動人数について、別紙様式3(A3版の用紙)で、各個人の委員の皆様方に実績をご説明したところです。

本日、56人分の実績をすべて皆様方にお示ししているところです。

次に、いわき市農業委員会の昨年度の最適化活動の実績(全体の実績)が、別紙様式5です。

最後に、別紙様式6が、昨年度の事務の実施状況になります。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

令和4年度の最適化活動の実績について、経営局長通知に基づき、総会において点検・評価を行うこととされております。

点検・評価の内容について、総会で出された意見を記載し、各推進委員等に通知をするというものです。

点検・評価は、委員個別のものが、別紙様式3です。

また、委員会としての実績は、別紙様式5及び別紙様式6を用いて行うこととされております。

詳細な記載内容等の説明については、割愛させていただきますが、昨年度4月から始まりましたこの最適化活動につきましては、本日の総会で1年間の総括を行うということで、1サイクルが終わるものです。

関連する部分だけを簡単にご説明いたします。

下の経営局長通知：抜粋というところからです。

まず、この3の(1)ですが、点検・評価というものは、何を使って行われるかということですが、毎月記録簿を提出いただきまして、事務局がそれを取りまとめてきたものでございます。

②の最適化活動の点検・評価の実施について、個別の結果は、別紙様式3、農業委員会の結果は、別紙様式5を用いるものです。

農業委員会は、提出された点検・評価の結果を5月末までに総会において点検・評価し、その結果を各推進委員等に通知するものとするということで、本日行っているところです。

2ページをご覧ください。

③は、次期改選時の参考資料となる可能性があるということです。

(2)でございますが、これも同じように農業委員会は毎年度、翌年度の5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、点検・評価するものとするという記載がありまして、今回の点検・評価ということになります。

課長通知：抜粋について、これは局長通知を補完する形で様式等が示されたものです。

3の(1)、日々の活動記録とそれをまとめているA3の様式(別紙様式2)を使う。

(2)は、本日配付している別紙様式3、負傷又は疾病、災害等の事由により活動が出来なかった場合は、診断書等を提出することで、期間を設ける

事務局  
(金成主査)

というようなところです。

3ページをご覧ください。

農業委員会による点検・評価には、標語がつきまして、こちらは、既に別紙様式3に記載済みです。

4ページをご覧ください。

公表・報告でございます。

本日の総会の結果については、公表することが義務づけられております。

なお、公表に関しては、別紙様式5のみの公表でございます。

別紙様式5を用いてインターネットで公表するというところで、委員個別のものについては、公表はありません。

5ページ、6ページについては、具体的な点検・評価の点数表です。

この点数表を用いまして、個別の結果を出しているというところです。

それでは簡単でございますが、別紙様式3をご確認ください。

委員の皆様の活動日数については、各地区審議会において、個別の日数をお配りしたところです。

(2)の①、目標と実績というところがあります。

目標については、推進委員の活動目標は、農地の集積、新規参入の促進、そして遊休農地の解消の三本柱であります。

それぞれに目標があって、そして実績を積ませていただいております。

②自己の点検・評価ですが、実際に目標が達成出来たか、出来なかったかというコメントを載せております。

それぞれ個別に書いております。

農業委員会による点検・評価は、先ほど申し上げました点数表を用いまして、評価した内容です。

また、56人の委員の皆様の結果をまとめたものが、別紙様式5です。

数字に関しては、別紙様式5の説明をさせていただきまして、全体のものに変えさせていただきたいと思っております。

別紙様式5の1ページをお開きください。

農業委員会の状況については、令和5年4月1日現在のものを掲載しております。

次に、2ページの最適化活動の実施状況。

1、最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積があります。

管内の農地面積は、昨年度の数字で7,510ha。

これまでの集積面積、昨年度末時点では、2,427haということで、集積率32.3%というところで、これは令和3年度末です。

それに対して、目標は令和11年度までに68%を目標とし、昨年度1年間の集積目標は190haでした。

最終的には、34.8%を目指すというところでしたが、実績につきましては、新規集積面積は、0ha。

これは、令和3年度末の2,427haに対して、令和4年度末の集積面積は2,426ha、マイナス1haということでしたので、新規の面積としては、存在

事務局  
(金成主査)

しないというところです。

ただ、農地面積が7,510haから7,290haに減少しましたので、結果的に集積率に関しては33.3%まで上がっている。

結果、達成率が95.7%、これがいわき市全体の集積率です。

農業委員会としての点検・評価は、記載の通りです。

ご確認ください。

集積面積が1ha減少という結果になりましたが、農地面積が220ha減少しましたので、結果的に集積率が上がったというところです。

今後は、地域計画の策定に向けて、地域の話し合いなどが積極的に行われると見込まれておりまして、集積率の向上に努めていかなければならないものと認識をしております。

今年度の目標も190haとしておりますので、よろしくお願ひします。

(2)の遊休農地の発生防止・解消、①現状及び課題です。

令和3年度末の1号遊休農地面積が313haでした。

目標は、313haの5分の1の62.6haです。

黄区分の遊休農地は3ページ、黄区分の遊休農地はありませんので0としておりました。

実績につきまして、こちらは委員の皆様の活動実績から全て取ったものです。

1年間で26.7haの解消、利用の促進に努めていただいたということで、達成率は、42.7%です。

黄区分は、発生がないため工程表の策定を行っておりません。

新規発生は、初年度でしたので0です。

来年度は、新規発生分が19haありますので、その解消に努めていただきたいというところです。

④のその他といたしまして、現在26.7ha行いましたが、筆の整理、非農地の判断等色々と進みまして、結果的に313haから287haまで減少しております。

委員の皆様の活動により、一部の遊休農地の解消には努められたものの、目標達成するには至りませんでした。

原因としては、担い手不足、米価下落など農業者の課題が大きく影響しているため、今後の取り組みを継続していきたいというところです。

(3)の新規参入の促進です。

こちらについては、3カ年の権利移動実績の10%、1割を目標とするということでして、目標値は、平成28年から30年までの平均273.7haで、10分の1ですので、27.4haとしておりました。

4ページをご覧ください。

実績の取り方ですが、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積ということでして、こちらは、前期と後期それぞれに実績を分けておりましたが、実際には、今ホームページ上で公開しております流動化情報が合意している面積ですので、そちらを載せ



事務局  
(金成主査)

させていただきました。

合計しますと 746.3ha、公表 URL については、ホームページで既に公表しているものです。

目標に対する達成状況がかなり大きくなっておりませんが、十分目標に達成しているということで、2,723.7%ということになります。

続きまして、2の最適化活動の活動目標です。

日数につきましては、昨年度は10日とさせていただいたところです。

活動強化月間の目標については、3回としております。

また、実績についても、同じように3回、活動したところです。

5ページをご覧ください。

新規参入相談会への参加ということで、これは年1回福島県等が主催する相談会にご参加いただきたいということとして、1回を目標としておりました。

こちらについては、10月30日に福島農業人フェアにおきまして、農業委員と推進委員、各1名ずつ参加をいただき、結果、21名の方にアドバイスをいただいたところです。

次に、目標の達成状況の標語です。

こちらは、すべて点数化されまして、結果的に、いわき市農業委員会全体としては、目標に対して、期待を上回る結果が得られたということです。

委員の皆様那点検・評価の結果ですが、目標に対し期待を大幅に上回る結果終えられた方が45名、目標に対し期待を上回る結果が得られた方が11名、合計で、55名ということです。

これが、いわき市農業委員会全体の実績でした。

6ページをご覧ください。

事務の実施状況です。

こちらについては、先ほどご採択いただきました「業務報告書」とも重なるものでございます。

こちら、公表義務がございます。

昨年度までは、農業委員会の点検・評価とされていたものですが、こちらが推進活動の点検・評価に変わりまして、公表するものとなります。

ご確認いただければと思います。

いわき市農業委員会の実績につきましては、56人で案分または実績をそのまま載せました。

ですので、別紙様式3、56人分の全ての合計値が、いわき市農業委員会の別紙様式5に転記されているというようにご確認ください。

ちなみに、別紙様式4ですが、別紙様式3の内容を一覧表にしたものとなります。

そちらが国に提示されるものということで、ご理解ください。

本日お諮りするものは、別紙様式3、別紙様式5です。

長くなりましたが、説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第9号について、説明がありました。  
これについて、まず委員の活動実績について、総会での意見を求められておりますが、ご意見はございますか。

24番  
蛭田(元)  
委員

総会での意見ということですが、各委員の実績を見ると、活動日数は十分に行い、それぞれ、最大限の努力をして最適化活動を行ってきたと思います。

その上で、本日この場で総会としての意見を、委員毎に付することは、現実的ではないものと考えます。

そこで皆様に提案したいのですが、本市の農業委員会は、8つの地区審議会を設置し、最適化活動を行ってきたわけですから、各地区の審議会単位での意見を、それぞれが所属する委員の皆様に対する総会意見としてみてはいかがでしょうか。

議長  
(草野会長)

只今、蛭田委員(会長職務代理者)のほうから、提案をいただきました。  
確かに委員毎に、総会として評価し、意見を付するという事は難しいものと考えます。

それでは、蛭田委員(会長職務代理者)のご提案のとおり、地区審議会毎に意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、これから地区審議会毎に、意見を付していただくこととなりますが、ここで10分間の休憩を取ります。

地区審議会毎にお集まりいただき、それぞれの地区の意見をまとめていただくようお願いします。

15時5分まで休憩といたします。

【10分間の休憩】

15番  
新妻(信)  
委員

平1区地区審議会としては、基盤整備された農地が多く、集積率の目標は達成できました。

一方で、遊休農地の解消は、目標に至りませんでした。

平地が多い地区ではあるものの、高齢化や担い手不足は顕著で、形状や耕作しにくい農地の担い手離れが進んでいるため、地区での話し合い活動に努めたいと考えます。

議長  
(草野会長)

次に、平2区地区審議会、議席番号17番、箱崎寿正委員、お願いいたします。

17番  
箱崎委員

平2区地区審議会としては、委員の個々の活動により、遊休農地の解消に努めてきたため、目標を達成することができました。

一方で、比較的平地が多い地区ではあるものの、市街化区域と隣接している地区では、耕作意欲が乏しく、遊休農地化や、継続した耕作が困難な

17番 箱崎委員	<p>事例も出ています。</p> <p>集積率の向上に向けて、担い手と協力し、取り組みを強化したいと考えます。</p>
議長 (草野会長)	<p>次に、小名浜・常磐地区審議会、議席番号8番、佐川良平委員、お願いいたします。</p>
8番 佐川委員	<p>小名浜・常磐地区審議会としては、委員が地区の担い手とよく話し合いをして、集積率の維持に努めています。</p> <p>地区によっては、市街化区域に隣接している土地も多く、そういった地区では、担い手不足が見受けられるほか、山麓にある耕作しづらい農地の荒廃が見られ、再生利用が難しい現状にあります。</p>
議長 (草野会長)	<p>次に、勿来地区審議会、議席番号24番、蛭田元起委員、お願いいたします。</p>
24番 蛭田(元) 委員	<p>勿来地区審議会としては、基盤整備も進み、地区毎に担い手の意欲も高く、集積率の目標を達成できました。</p> <p>一方で、平地では、市街化区域に隣接した農地において、中山間地では、条件の悪い農地において、遊休農地の解消に課題を残しています。</p> <p>今後は、農地の利用状況調査結果を精査し、農地の整理を行っていきたいと考えています。</p>
議長 (草野会長)	<p>次に、内郷・好間・三和地区審議会、議席番号13番、菅野綾委員、お願いいたします。</p>
13番 菅野(綾) 委員	<p>内郷・好間・三和地区審議会としては、市街化区域に隣接した平場の農地から、中山間地までを有し、高齢化と担い手不足の課題も大きく、農地の集積、遊休農地の解消の目的達成には至りませんでした。</p> <p>農地の利用状況調査は、委員が努力して行い、常に情報共有しながら、今後も利用調整に努めていきたいと考えています。</p>
議長 (草野会長)	<p>次に、四倉・久之浜・大久地区審議会、議席番号10番、岡村泰典委員、お願いいたします。</p>
10番 岡村委員	<p>四倉・久之浜・大久地区審議会としては、基盤整備が行われている地区では、比較的高い集積率があるものの、北部の地区では、担い手不足が顕著で、遊休農地化が進んでいます。</p> <p>遊休農地の解消に向けて、委員が直接、解消事業を実施するなど、積極的に取り組み、一定の成果を挙げましたが、目標達成には至らなかったため、今後も取り組みを継続していきます。</p>

<p>議長 (草野会長)</p>	<p>次に、遠野・田人地区審議会、議席番号 12 番、生田目祥明委員、お願いいたします。</p>
<p>12番 生田目委員</p>	<p>遠野・田人地区審議会としては、担い手が限定されているものの、集積率の目標を達成することができました。 一方で、中山間地特有の耕作が難しい農地について、積極的に耕作する者がおらず、非農地化してくる事案も増加してきています。 担い手の高齢化もあり、今後は、地区の住民との話し合いを積極的に行わなければならないと考えています。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>次に、小川・川前地区審議会、議席番号 21 番、新妻公二委員、お願いいたします。</p>
<p>12番 新妻（公） 委員</p>	<p>小川・川前地区審議会としては、比較的平場の農地では、高い集積率を達成することができましたが、山間地では、担い手が限定されており、今後の耕作の維持に課題を残しています。 遊休農地の解消に関しては、担い手の働きかけにより、目標達成に至りました。 地域の話し合いを積極的に行い、集積率の維持や、更なる遊休農地の解消に努めたいと考えます。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>ありがとうございました。 8 地区審議会の委員の皆様から、ご意見をいただきました。 各地区審議会に属する農業委員、農地利用最適化推進委員に、只今の意見を総会の意見として付することとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>【「異議なし」の声あり】</b></p> <p>ご異議なしと認め、議案第 9 号、「令和 4 年度の最適化活動の実績について」は、只今の意見を付して、原案とおりの可決いたします。 次に、冒頭での事務局説明のとおり、議案第 10 号、「いわき市農用地利用集積計画について」、審議をいたします。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>追加議案書の 1 ページをお開き願います。 <b>【議案第10号を朗読し、審議事項を説明】</b> 詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (鈴木主査)</p>	<p>いわき市農用地利用集積計画について、説明いたします。 説明の前に、資料の訂正をお願いします。 資料の 6 ページ、番号 3 番の貸し手住所についてですが、正しくは「四倉町大森」、また、利用権設定農地の所在が「四倉町狐塚」となります。 併せて、番号 10 番の利用権設定農地の所在につきましても「四倉町狐塚」となります。 それでは、3 ページをお開きください。 いわき市農用地利用集積計画書（案）について、説明します。</p>

事務局  
(鈴木主査)

第2号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案です。  
実施地区は、勿来、四倉、遠野、三和、久之浜・大久。  
借り手7名、貸し手7名、対象筆数：田 11筆、畑2筆、面積：田 17,139㎡、畑 1,078㎡となっております。  
なお、資料5ページから7ページまでの農用地利用集積計画の詳細な説明は省略させていただきます。  
以上、第2号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 附則第5条及び第10条の要件を満たしていると考えます。  
説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第10について、説明がありました。  
これについて、委員の皆様から何かご意見ご質問ございますか。  
**【意見・質問なし】**  
ご質問がないようですので、お諮りいたします。  
議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
**【「異議なし」の声あり】**  
ご異議なしと認め、議案第10号、「いわき市農用地利用集積計画については」、原案のとおり可決いたします。  
次に、報告に入ります。  
冒頭での事務局説明のとおり、報告第1号、「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は、取下げとします。  
それでは、報告第2号から報告第6号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

議案書の14ページをお開き願います。  
**【報告第2号を朗読し、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】**  
それでは、議案説明書の19ページから22ページをお開き願います。  
今月の報告件数は、13件。  
権利の移動事由は、全て相続です。  
権利の取得面積は、田 47,701.19㎡、畑 27,258.49㎡、合計 74,959.68㎡です。  
以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。  
続きまして、議案書の15ページをお開き願います。  
**【報告第3号を朗読し、報告事項（農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について）を説明】**  
議案説明書の23ページから24ページをお開き願います。  
今月の報告件数は、1件。

事務局  
(府川係長)

占用面積は、田 620 m<sup>2</sup>、畑 0 m<sup>2</sup>、合計 620 m<sup>2</sup>です。  
以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。  
続きまして、議案書の 16 ページをお開き願います。

【報告第 4 号を朗読し、報告事項（農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の 25 ページから 28 ページをお開き願います。  
今月の報告件数は、13 件。  
転用面積は、田 10,577 m<sup>2</sup>、畑 1,883 m<sup>2</sup>、合計 12,460 m<sup>2</sup>です。  
以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。  
続きまして、議案書の 17 ページをお開き願います。

【報告第 5 号を朗読し、報告事項（農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について）を説明】

議案説明書の 29 ページから 30 ページをお開き願います。  
今月の合意解決件数は、1 件。  
面積は、田 9,607 m<sup>2</sup>、畑 0 m<sup>2</sup>、合計 9,607 m<sup>2</sup>です。  
以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。  
続きまして、報告第 6 号は、赤津係長から報告いたします。

事務局  
(赤津係長)

それでは、報告第 6 号について、説明いたします。  
議案書の 18 ページをお開き願います。

【報告第 6 号を朗読し、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】

議案説明につきましては、31 ページから 32 ページになります。  
今月の交付件数は 1 件、面積は、田 4,924 m<sup>2</sup>、畑 1,025 m<sup>2</sup>、合計 5,949 m<sup>2</sup>です。  
以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。  
報告は、以上です。

議長  
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですのでご承知願います。  
それでは、その他に入ります。  
まず、事務局から何かありますか。

事務局  
(鯨岡係長)

【資料 3】いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の改定について

⇒ 上記資料により、意見の提出を依頼した。

事務局  
(赤津係長)

【資料 6】令和 6 年度農業施策に関する意見の提出等の検討について

⇒ 上記資料により、意見の提出を依頼した。

事務局  
(福田主査)

【付番なし資料】令和 5 年田畑売買価格等に関する調査について（依頼）

⇒ 上記資料により、調査票の提出を依頼した。

事務局  
(大内主査)

【資料なし】 農業者年金の現況届の取り扱いについて  
⇒ 上記について、口頭により説明した。

議長  
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

【意見・質問なし】

特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第 26 回  
総会を閉会いたします。

#### 4 議案・報告の内容及び審議結果

##### (1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	令和4年度業務報告の認定について	原案のとおり可決
第2号	令和5年度農業者年金加入推進活動計画（案）について	原案のとおり可決
第3号	いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について	【取下げ】
第4号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第6号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第7号	農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について	原案のとおり可決
第8号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第9号	令和4年度の最適化活動の実績について	総会の意見を付して、 原案のとおり可決
第10号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決

##### (2) 報告

番号	名称
第1号	令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 【取下げ】
第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
第5号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第6号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員  
該当者なし

#### 6 本総会の閉会時刻

午後4時15分

#### 7 本総会の議事録署名人に指名された委員

6 藁谷 昭夫

7 遠藤 重和